

(卒業)

学校長は、すべての授業科目を履修し、その単位を修得した者に対し、学校運営会議の議を経て卒業を認定する。欠席日数が出席すべき日数の、3分の1を超える者については、卒業を認めないものとする。

(卒業証書及び専門士の称号の授与)

学校長は、卒業を認定された者に対して卒業証書を授与し、文部科学大臣告示による専門士（医療専門課程）の称号を付与する。専門士の称号を付与した者に対して、称号授与書を授与する。